

	件名	市民の声（要旨）	市の回答（要旨）	所管課等	受付日	回答日
1	筆談ボード導入	<p>令和6年4月に障害者差別解消法が改正されたことに伴い、バリアフリー対応の一環として、投票所における聴覚障害者向けのツールとして活用できる「筆談ボード」の導入をご検討いただけないですか。</p>	<p>現在本市としましては、メールに記載のあったバリアフリー対応として、段差解消を目的としたスロープの設置の充実を行っています。</p> <p>今回、紹介いただいた「筆談ボード」は今後ニーズが高まってくるものと思われるため、今後有権者及び現場からの意見を参考としながら検討していきます。</p>	選挙管理委員会事務局	R6.9.2	R6.9.6
2	缶等資源ごみ回収	<p>資源ごみ回収の中で特にビール缶などは住民はきれいに洗って提出していますが、市の回収前にいつも業者が横取りしていきます。</p> <p>この回収缶は金属ですから市の大事な財政の一部と思いますが、現状では横取り業者のために提供しているようなものです。</p> <p>よく街角で自販機横の缶を集めている方もおられますが、それは生活の為にある程度仕方ない一方、飲料メーカーも回収の手間が省ける関係にあり理解も出来ます。しかしながら市の資源ごみの横取りはトラックを利用して営利的に集めているのでこれは窃盗です。</p> <p>生活ごみの烏除けシートの重しに利用していた1mほどの鉄製アングルもいつのまにか持っていかれました。</p> <p>15年程前でしょうか或る都市で今回と同じケースが裁判になったことがあり、その時は10万円ほどの罰金刑になったような記憶がありますが、それ以来横取りも一時無くなりましたが、金属価格が高騰している現在また横行しています。</p> <p>一度業者の車を停めてそれは窃盗だと注意したことも有りますし、また7:30以降はトラックも少ないのでその時間に出したりもしますが、やはり限界があります。</p> <p>金属資源の再生は市全体で集まれば大事な財政の一部でしょうから出来るだけ協力したいと思います、この業者の横取りを何とか止めさせることはできませんか。</p> <p>良策などあればと市のお考えをお聴きしたいと思います。</p>	<p>持ち去り行為に対する市の対応につきまして</p> <p>①市では、平成7年に「河内長野市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」を改正し、排出された資源ごみ（粗大ごみを含みます）の持ち去りを禁止する条文を設けるとともに、繰り返し持ち去りや禁止命令に違反した者に対し、20万円以下の罰金または料料に処す罰則規定を設けています。</p> <p>②また、市職員または市が委託する公益社団法人河内長野市シルバー人材センターの職員が、定期的にごみ置場の巡回を実施し、持ち去られる可能性のある廃棄物を事前に回収するなどの対策を行っております。</p> <p>③さらに、市では河内長野警察署とも連携・情報交換を図っており、上記の巡回中に発見した持ち去りの違反者の車両ナンバーや特徴等を記録して情報を共有しているほか、警察でも積極的に取締りを実施し、警ら中に不審車両を発見した場合には、警察署まで同行させたいうで取り調べを行い、今後違反行為をしない旨の誓約書を徴する等の対応が図られているところで</p> <p>※また、持ち去り行為を発見された場合には、車両ナンバーや人物についての情報を市にご提供いただければ、警察とも情報共有させていただきます。なお、直接お声かけ等をされますと、トラブルに巻き込まれる可能性もございますので、おやめくださいますようお願いいたします。</p>	環境衛生課	R6.9.5	R6.9.11
3	地車	<p>地車の予定をわかりやすく掲載してください。交通をふまえた予定を立てるときにわからないと不便です。今年はいつ開催されますか。</p>	<p>10月12日（土）と13日（日）の開催となっております。秋祭り（だんじり曳行）にともない、市内各地で道路の通行が規制されます。特に千代田・河内長野・三日市町の各駅前付近等は時間帯によって全面通行禁止となる場所がありますので、ご注意ください。</p> <p>また、それぞれの駅前や国道などを中心に終日混雑が予想されます。マイカーの乗り入れは自粛するなど、ご協力をお願いします。</p> <p>なお、当該内容につきまして、10月広報紙、市ホームページにて掲載予定でございます。</p> <p>交通規制に係る問い合わせ 河内長野警察署（54-1234）</p>	広報広聴課	R6.9.6	R6.9.11

4	市民総合体育館	<p>約20年、毎週市民総合体育館を利用しています。チームに所属し、スポーツを継続しておりますが、施設の老朽化と駐車場料金が気になります。主に、練習はメインアリーナを使用しますが、1枠3時間で利用料を支払い利用します。練習はほぼ毎週ありますが、その度に駐車場料金がかかり、正直なところ厳しいなと思っています。1枠3時間で利用料を払っているのに、3時間は無料にして頂きたいです。受付でチーム名を伝えて割引処理をしてもらっているのに、利用者かどうかは確認作業が取れるはずで、健康維持のため、人との繋がりのためスポーツをしに行っているのに、その場所で毎度毎度数年前までは取られなかった駐車場料金が発生するのはおかしいと思います。</p> <p>駐車場代を浮かせたい気持ちで、1時間ごとに車を出し入れする高齢者の方も見た事があります。事故にも繋がり、危険です。</p> <p>素人目から見ても、利用者は激減していますし、決して無関係ではないと考えます。</p> <p>駐車場代を取るようになったからといって、施設的环境がより良くなっているようには思いませんし、改善を求めます。</p>	<p>市民総合体育館の駐車場は、受益者負担及び目的外利用対策等の観点から、令和2年2月より、有料の民営駐車場として運営しております。</p> <p>有料化にあたりましては、利用者説明会を開催し、皆さまのご理解を得た上で、市議会にて議決されたものとなっております。なお、お支払いいただいた駐車料金の一部は、スポーツ振興基金に積立てており、老朽化しているスポーツ施設の修繕及び改修費用等に活用する予定となっております。</p> <p>また、駐車料金を無料にするために、入出庫を繰り返している利用者がおられることは、当課でも把握し、事故につながる危険な行為と認識しており、指定管理者及び駐車場運営者と対応策を協議したいと考えております。</p> <p>今後も、利用者の皆さまが快適にスポーツ施設をご利用いただけるよう、指定管理者と密に情報共有を図りながら、適切かつ効率的な施設管理を実施してまいります。</p>	市民スポーツ課	R6.9.17	R6.9.18
5	保育料	<p>3歳未満の保育料を無償化していただきたいです。</p> <p>第一子が小学校に上がった以降の3歳未満の第二子がなぜ満額なのでしょう。</p> <p>小学生に上がる前は半額なのに、なぜまた繰り上げられるのでしょうか。</p> <p>妊婦、出産の補助金を頂いたところで、ほんの一時的なものなので、継続的に支援していただきたいです。</p> <p>育児をしながらの社会復帰は簡単なものではありませんが、生活のため、地域との繋がりのため仕事はせざるをえません。</p> <p>ただ、保育料が高すぎるので保育料のためのみ働いている形です。子育て世代を誘致するためには継続的、日々の生活に直接的に支援いただける形が望ましいです。</p>	<p>当市の現在の保育料算定基準につきましては、国が示す基準をもとに定めており、当市の独自施策として、上の子の年齢に関係なく第2子の利用者負担額を半額、第3子以降の利用者負担額を無償化する場合、年間約5,200万円の市負担が必要となると試算しており、本市の財政状況を鑑みると厳しい状況であります。</p> <p>しかしながら、子育て世代の負担増加に関しましてはこれまでも様々なご意見をいただき、市としても重要課題であると認識しておりますので、財源確保等を踏まえ慎重に検討してまいります。</p>	こども子育て課	R6.9.17	R6.10.2
6	市民税	<p>市民税の催告通知が届いたのですが、支払い方法などがわからず困っています。スマートフォンで振込などはできないのでしょうか。</p>	<p>先日の催告書については一度ご連絡いただきたく送付したものです。お問い合わせの納付方法については、スマートフォンを利用した納付方法もあり、納付書に記載しておりますのでご確認をお願いいたします。</p> <p>なお納付書につきましては、すでに本日付け発送させていただいております。ご不明点ございましたらご連絡ください。納付いただきましたら、お手数をおかけいたしますが、再度ご連絡をお願いいたします。</p>	税務課	R6.9.25	R6.9.26

7	選挙	<p>①「河内長野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」を閲覧したいのですが、どのようにすれば閲覧できますか。</p> <p>②今回の市議補選、市長選のポスター補助金に1,625円×292枚×3名=1,423,500円も使われていたのですね。この数字であっていますか。</p> <p>③公示日には、選挙ポスターを張るための看板というか、掲示板を設置していますが、公示日の何日前に設置するようになっていますか。根拠法令等を教えてください。</p> <p>④今回の市長選には看板というか掲示板の設置について、4枚のポスターを張るように設置されていました。この4枚を貼るために何の根拠があって、誰の判断で4枚としたのか教えてください。</p> <p>⑤また、市長選の説明会が開催されていたのかどうか。また、何名の人に参加したのか教えてください。</p>	<p>①「河内長野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例.PDF」を作成のうえ送付します。</p> <p>②1,625円というのはあくまで上限単価額であり、候補者の中には上限単価額よりも少ない単価の者もいたため、当該公費負担額はご指摘の1,423,500円ではなく、1,061,420円です。</p> <p>③委託業務仕様書には、『告示日の3日前までには設置すること』と記載しています。</p> <p>3日前に法的根拠はないですが、候補者がポスター掲示場に選挙運動用ポスターの掲示を開始できる日は当該選挙の告示日からとされている（公職選挙法第144条の2第5項）ため、この日までに掲示場は設置済でなければなりません。</p> <p>以上の2点より、数日の余裕を持って設置しておくのが無難との考えから、『告示日の3日前までには設置すること』としています。</p> <p>④⑤ 令和6年5月8日に市長選挙・市議補欠選挙の候補予定者を対象とした説明会を開催したところ、市長選挙には3陣営の参加がありました。</p> <p>事務局において説明会后に立候補される人数を3人と見込み、立候補者数を最大6人としたポスター掲示場設置に係る議案を選挙管理委員会に提出し承認されました。</p> <p>以上の2点より、令和6年市長選挙では6区画のポスター掲示場としました。</p>	選挙管理委員会事務局	R6.9.27	R6.10.1
---	----	---	---	------------	---------	---------

※公表している市からの回答内容及び担当課名については、原則回答時点のものであり、現在の状況とは異なる場合がありますのでご了承ください。